

令和五年度技能検定後期実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、令和五年度技能検定後期実施について、次のとおり公告する。

令和五年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び
学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和五年十二月四
日（月曜日）から令和六年二月十一日（日曜日）ま
での間において東京都職業能力開発協会が指定する
日

イ 学科試験

令和六年一月二十一日（日曜日）に実施する職種
一級及び二級

機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造
（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦
人子供既製服縫製に係るものに限る。）、ハ
ム・ソーセージ・ベーコン製造、配管（建築
配管に係るものに限る。）、型枠施工及びガ
ラス施工

三級

配管（建築配管に係るものに限る。）及び型
枠施工

令和六年一月二十八日（日曜日）に実施する職種

特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級

さく井、金型製作（プレス金型製作に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、強化プラスチック成形、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)

三級

時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）
及び貴金属装身具製作

単一等級

エーエルシーパネル施行及びバルコニー施工

令和六年一月三十一日（水曜日）に実施する職種

一級及び二級

舞台機構調整

令和六年二月四日（日曜日）に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。）、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び工業包装

三級

機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカル

イラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、電気製図、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び写真

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和五年十一月二十七日（月曜日）に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和五年十月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで（必着）

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇一 - 八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神田庁舎五階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会
で配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円
及び 申請者

三級

以外

の級

二級 全ての 一万八千二百円（三十
申請者 五歳未満の者が受検する
場合にあつては、九
千二百円）

三級 在校生 一万二千百円（三十五
歳未満の者が受検する
場合にあつては、三千
百円）

在校生 一万八千二百円（三十
以外 五歳未満の者が受検する
場合にあつては、九
千二百円）

学科試験 各級 全ての 三千百円
申請者

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千元

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、令和五年十一月上旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和六年三月八日（金曜日）に、東京都ホームページ内、T O K Y O はたらくネット（<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>）に掲載する。

なお、特級、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三（六六三一）六〇五二

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三（五三二〇）四七一七